

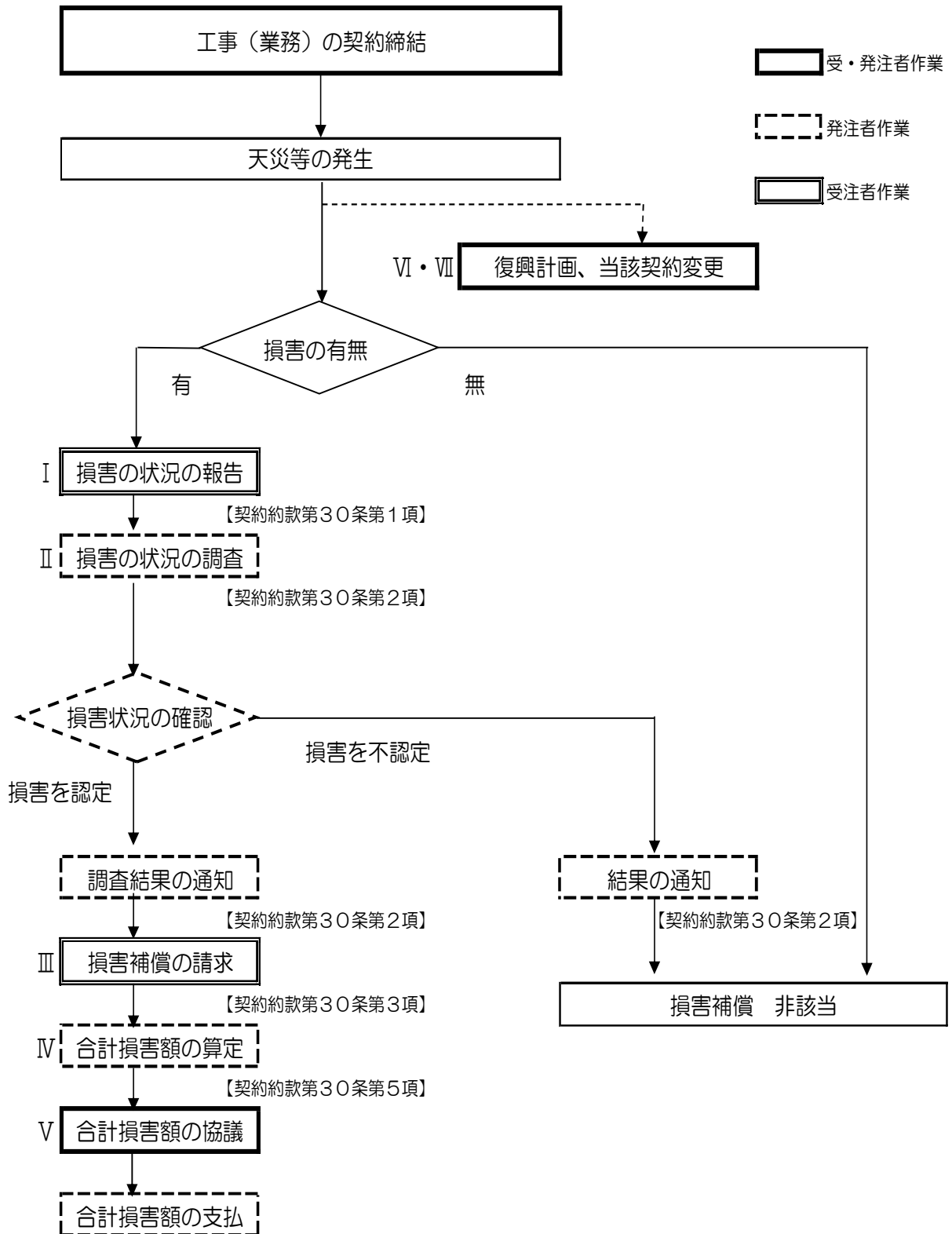
建設工事請負契約約款及び業務委託契約約款 第30条（不可抗力による損害）に係る事務手引き

令和2年4月 初版
令和3年4月 改訂

建設工事請負契約約款第30条に定められた、工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めた場合その基準を超えるものに限る。）（以下「天災等」という。※建設工事請負契約約款第20条に規定）で発注者と受注者いずれの責めによらないもの（以下「不可抗力」という。）で、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害（以下「損害」という。）が生じた時の発注者の損害額の費用負担及び合計損害額算定の取り扱いについて、発注者と受注者がそれぞれ行う事務や手続きについて、事務処理の参考となるよう本手引きを作成しました。

なお、業務委託契約約款第30条における、業務成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めた場合その基準を超えるものに限る。）（※業務委託契約約款第20条に規定）の不可抗力で仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具等に損害が生じた時の発注者の損害額の費用負担及び合計損害額算定の取り扱いについても、同様の事務処理を行うものとします。

契約約款第30条（不可抗力による損害）基本フロー図



I. 損害の状況の通知

1. 受注者は、工事目的物等の引渡し前に、天災等で不可抗力により、損害が生じたときは、その事実の発生後、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

受注者が通知しなければならない損害の範囲（契約約款第30条第1項）

① 施工済みの工事目的物

盛り土部分や打設済みのコンクリート部分のように部分的に出来上がっており、土地に定着又は工作物に附合しているもの。出来高検査や部分引渡しを受けているか否かは問わない。

② 工事現場に設置されている仮設物

例えば、受注者の現場事務所、労働者寄宿舍、材料倉庫等、コンクリートプラント、受変電設備等、河川等の仮締切、仮栈橋、仮設道路、仮覆い、仮囲い等、コンクリート型枠、仮支柱等である。

なお、当該仮設物が受注者の所有か否かは問わない。

③ 工事現場に搬入済みの工事材料、建設機械器具

工事材料、建設機械器具については、当該工事のために工事現場に搬入されたもの、あるいは搬入後に天災等に備え、工事現場搬入後に受注者が現場外の工場、倉庫に一時的に保管したものでなければならない。

また、建設機械器具は、受注者が所有しているか、借用しているかは問わない。

2. 受注者は、損害の状況の通知にあたり、以下の資料を添付する。

- ・内訳書
- ・図面
- ・写真（施工中写真、被災直前写真、被災後写真）
- ・資材納品書（購入伝票）、機械器具の借用書
- ・被災直前に管理されている出来形管理図
- ・加入している強制保険等から、損害に対して支払われる保険金額が判る資料
- ・天災等に対して、事前に実施した対策が判る資料（出水対策に関する仕様書、施工計画書、打合せ簿、対策が分かる写真等）

損害の種類	種別	図面				写真※2		その他資料
		平面図	一般図	断面図	構造図	被災前	被災後	
全体		○	—	—	—	○	△	
工事目的物	各工種別	—	○※1			○	△	数量計算書
工事材料	各種	—		—	—	○	○	
建設機械器具	1 目的物用	—		—	—	○	△	
	2 共通機械	—		—	—	○	○	
仮設物	1 仮設工	—	○※1			○	○	材料計算書
	2 共通仮設	○		—	△	○	○	材料計算書
取り片付け関係		○		—	—	○	—	施工計画書

凡例：○ 要提出 △ 必要に応じて提出 — 特に必要なし

※1：出来形と被災後の形状を記載

※2：可能な限り被災前後の比較ができる写真を提出すること

3. 受注者は、被災時点の出来形と被災内容を説明するために、必要により被災後の形状、寸法等を測定し、損害の状況を発注者に通知する際の添付資料が、受発注者間で相互に確認できる資料となっているかを確認すること。

【 留意事項 】

- ① 損害額が確認できる内訳書となっているか。
- ② 損害額の根拠となる損害若しくは減失の状況が確認できるか。
- ③ 損害額の根拠となる工事現場への資材等の搬入状況が確認できるか。
- ④ 損害が、受注者の損害分であるか確認できる。 加入している契約約款第58条第1項の保険等（以下「強制保険等」という。）から損害に対して支払われる保険金額が確認できるか。
- ⑤ 天災等に対して、事前実施した対策が確認できるか。

II. 損害状況の調査・状況の確認

1. 発注者は、受注者から不可抗力により工事目的物等に損害が生じた旨の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、その状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
また、発注者は、受注者からの請求の確認にあたっては、内訳書、算出根拠等に基づき、受注者と現地を確認する。

損害状況の調査、状況の確認（契約約款第30条第2項）

発注者は、損害発生のお知らせを受けたときは、損害状況の調査及び受注者に対して必要な確認を行う。

以下について、発注者負担の対象外となるため、発注者はこれを把握しておく。

- ① 受注者が適切な現場管理を怠ったことにより生じた損害。
- ② 強制保険等により補填された部分。

発注者が損害を負担すべき範囲は、出来形部分、仮設物、工事材料、または建設機械器具に係る損害及びこれらの損害の取片付けに要する部分であり、受注者に発生した損害の全てを補填するものではないことに留意が必要である。

2. 発注者が損害による費用を負担するためには、次頁に掲げる各要件を満たしている必要がある。

損害による費用を負担するための要件

① 損害状況が確認できること

損害を受けた工事目的物、仮設物、工事材料または建設機械器具が損害又は滅失したことを、発注者と受注者の間で確認することが出来るものとする。

例えば、工事材料等の検査、監督職員の立会、部分払いのための確認、その他受注者の工事等に関する記録等により確認しうるものに限られる。受注者の工事等に関する記録とは、履行報告関係の書類（建設工事契約約款第11条、又は業務委託契約約款第15条）、工事写真の記録（建設工事契約約款第14条第3項、又は第5項）、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書など。

② 負担範囲が妥当か否か

発注者が負担するものは「通常妥当と認められるもの」に係る損害に限られる。

例えば、工事材料については、中等の品質のものがこれに該当する。中等の品質とは、土木工事共通仕様書に記載のとおりとし、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

ただし、不必要な仮設物もしくは、建設機械器具、あるいは上等な品質の材料を使用している場合、発注者は、通常妥当と認められるもののみに係る損害額を負担する。

また、通常妥当と認められるものを使用すれば損害が発生しなかったのに、通常妥当と認められないものを使用して損害が発生した場合に、発注者は、その損害額を負担しない。

③ 工事現場に搬入された事実があるか

工事材料、建設機械器具については、当該工事のために工事現場に搬入されたもの、工事現場搬入後に天災等に備え、受注者が現場外の工場、倉庫に一時的に保管したものでなければならない。

また、建設機械器具は、受注者が所有しているか、借用しているかは問わない。

III. 損害による費用の請求

発注者の損害状況の調査によってその状況が確認されたとき、受注者は、その損害により生じた費用の負担を発注者に請求できる。

ただし、請求に際しては発注者側の事務処理等の関係上、その損害合計額が確認後即座に支払われるものではないこと、また、損害発生時の契約金額の100分の1にあたる額については、請求の対象になり得ないことを充分留意し、事務を執行していく必要がある。

また、工事対象物に係る積算可能な内容の損害については、工事契約内容に係る損害であるため、算出額に請負比率を乗じた額を損害額とする。

なお、上記によりがたい事案については、発注者の損害状況の調査時までには協議すること。

IV. 損害費用の算定

発注者は、受注者からの請求に基づき、損害による費用の負担額を算出し、受注者と協議し、受注者から承諾を得ること。

損害による費用の負担額の算出については、次項の点に留意する。

損害による費用の負担金額の算定（契約約款第30条第4項）

損害額と損害の取片付け額の合計額のうち請負代金額の1/100 を超えるものについて発注者が負担することとし、次式によるものとする。

（契約約款第30条第4項）

発注者の負担額＝損害額（強制保険等により填補された部分を除く）
＋損害の取片付け額（強制保険等により填補された部分を除く）
－請負代金額×1/100

※請負代金額は、不可抗力による損害を受けた時点の契約金額とする。

① 損害額の基本的な考え方

原則として、土木工事積算基準及び標準歩掛等に基づいて算出する。

不可抗力の損害については、当該工事等に係る損害であることから、間接工事費及び一般管理費等を計上する。その場合の間接工事費率及び一般管理費率等は、当該工事等の契約金額に係る率を使用する。

契約約款に規定される損害であるため、損害額に対しても当該工事等と同一の落札率を適用する。

なお、上記によりがたい事案については、発注者の損害状況の調査時までには協議すること。

② 仮設物又は建設機械器具の損害の基本的な考え方

仮設物及び建設機械器具の損害額については、未償却費（当該工事で償却することとしている償却費－損害を受けた時点における償却額）を原則とするが、未償却費＞修繕費の場合は、修繕費とする。残存価値の算定は、法人税法施行令に定められた減価償却計算方法を参考とすること。

（修繕費等は請求・領収書などにより確認できる実額とし、下式は適用しない。）

取得価格×（（1－残存率）÷耐用年数）＝年償却費

取得価格は、原則として、建設機械及び仮設材等損料算定表、刊行物資料等に掲載されている価格とし、掲載されていない場合は、見積もりによる。耐用年数、残存率は、法人税法施行令による。未償却の期間は、損害を受けた時点から工事等工程上必要とされていた供用期間で算出する。

計算例1

【前提条件】	【計算方法】
請負代金額 100 百万円 損害額 50 百万円 取片付け額 10 百万円 強制保険等による補填額 30 百万円	請負代金額 100百万円 損害合計額 = 50 + 10 - 30 = 30 百万円 請負代金額の1/100 (受注者の負担額) = 1 百万円 発注者の負担額 = 30 - 1 = 29 百万円
【注意事項】 損害額の計 60 百万円は、 (直接工事費 + 間接工事費 + 一般管理費) に 落札率を乗じたものである。	【支出1】 工事請負契約 工事費(本工事費) 100 百万円 【支出2】 工事請負契約に付随する補償契約 補償費(賠償費) 29 百万円

計算例2

数回にわたり連続して不可効力による損害が生じた時の計算例

【前提条件】	【計算方法】
請負代金額 100 百万円 第1回損害額 50 百万円 第1回取片付け額 10 百万円 第2回損害額 20 百万円 第2回取片付け額 5 百万円 強制保険等による補填額 30 百万円	請負代金額 100 百万円 損害累計額 = 50 + 10 + 20 + 5 - 30 = 55 百万円 請負代金額の1/100 (受注者の負担額) = 1 百万円 発注者の負担額 = 55 - 1 = 54 百万円
【注意事項】 損害額の計 85 百万円は、 (直接工事費 + 間接工事費 + 一般管理費) に 落札率を乗じたものである。	【支出1】 工事請負契約 工事費(本工事費) 100 百万円 【支出2】 工事請負契約に付随する補償契約 補償費(賠償費) 54 百万円

V. 損害費用の負担額の支払い

損害による費用の負担金額については、発注者・受注者の両者が協議して定める。
なお、損害による費用については、発注者と受注者とで損害補償に関する契約を別途附帯契約し、『21節 補償補填及び賠償金 / 補償金』により支払うこと。科目の新設等が必要な場合は、別途財政課と協議すること。

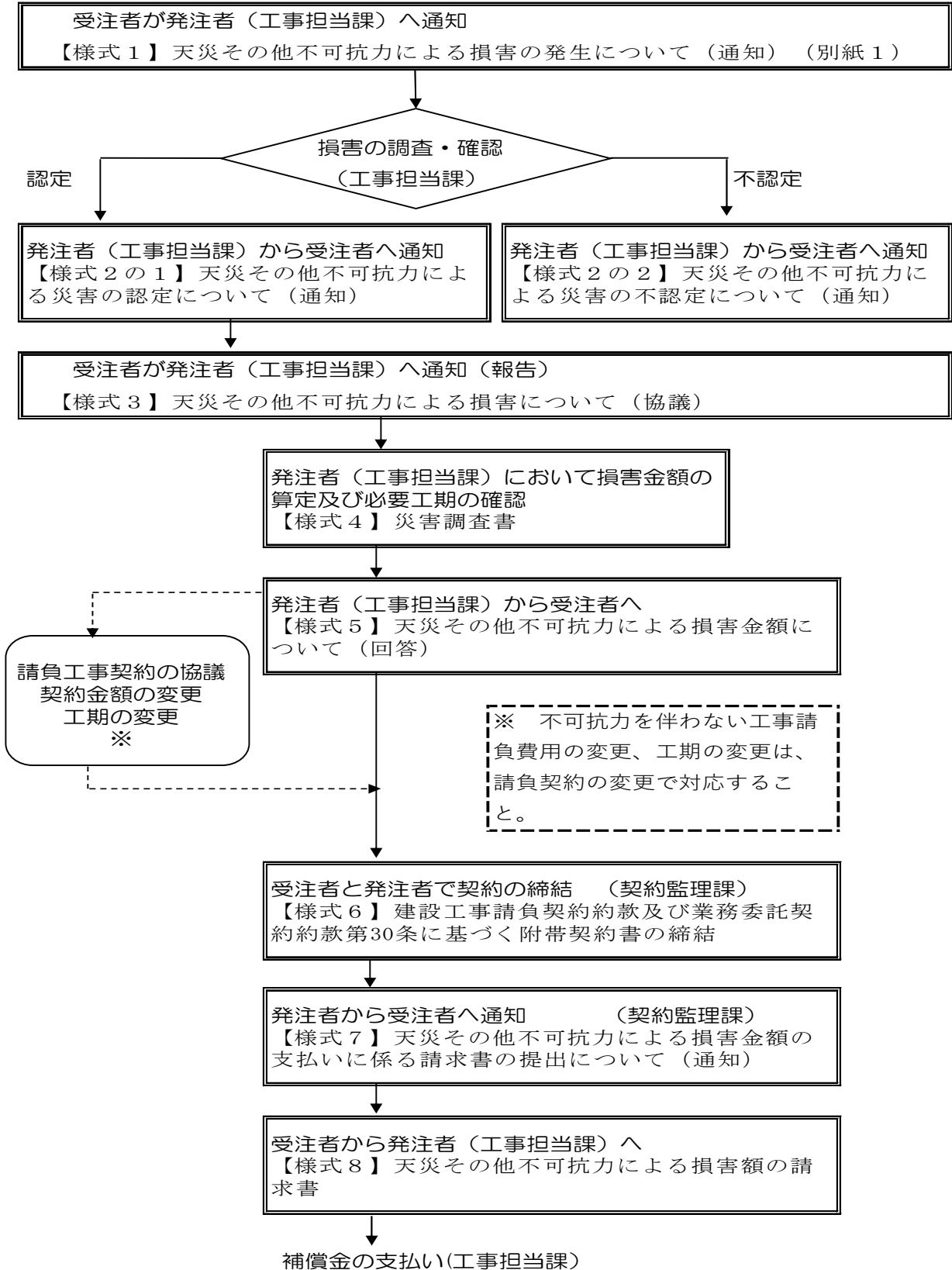
VI. 取片付け及び復旧計画

損害箇所の取片付けの施工計画、損害箇所の復旧施工計画については、受発注者間での協議により決定すること。

VII. 当該契約の設計変更等

損害の認定の有無によらず、当該契約を変更する必要がある場合は、受発注者間で協議し、設計図書の変更、契約工期を変更すること。

契約約款第30条（不可抗力による損害）に係る事務フロー図



年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者の氏名

天災その他の不可抗力による損害の発生について (通知)

次のとおり、天災その他の不可抗力により損害が発生したので、契約約款第30条第1項により通知します。

工 事 名 (業 務 名)	
工 事 場 所 (履 行 場 所)	
現 契 約 金 額	
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
天災その他不可抗力の 発 生 年 月 日	年 月 日
工事(履行)場所(もし くはその周辺におけ る)の自然現象	
被 災 概 要	
受 注 者 の と っ た 処 置	

発行責任者及び担当者 ・発行責任者 (電話番号) ・担 当 者 (電話番号)
--

※自然現象は、降雨(24時間雨量、1時間雨量)、河川水位、強風、地震及び豪雪等に起因するものを記載する。

※被災概要は、被災内訳書、図面、写真、資材納品書、機械器具の借用書等を添付すること。

被災内訳書

工事細別	単位	損害額			確認数量	適用
		数量	単位	金額		

受発注者で現地を確認し、発注者が記入すること。

- 注意事項
- 1 受注者が、太枠内の損害状況を記入してください。
 - 2 「数量」欄は、契約数量が一式であっても、一式表示とはせずに具体的な数量を記入してください。
 - 3 「仮設物」、「工事材料」、「建設機械器具」を記入するときは、実際に被災した数量のみを記入してください。
 - 4 行が不足する時は適宜追加し、修繕費等実額補償対象は別途作成してください。

年 月 日

(受注者) 様

前 橋 市 長
(公印省略)

天災その他の不可抗力による損害の認定について (通知)

このことについて、 年 月 日付で通知のありました様式1について、調査を行った結果、当該工事等について「天災その他の不可抗力により損害」に認定しましたので、契約約款第30条第2項により通知します。

なお、損害額については、別途協議書を提出してください。

工 事 名 (業 務 名)	
工 事 場 所 (履 行 場 所)	
現 契 約 金 額	円
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

(受注者) 様

前 橋 市 長
(公印省略)

天災その他の不可抗力による損害の不認定について (通知)

年 月 日付で通知のありました様式1について、調査を行った結果、当該工事等について「天災その他の不可抗力により損害」に認定できませんので、契約約款第30条第2項により通知します。

工 事 名 (業 務 名)	
工 事 場 所 (履 行 場 所)	
現 契 約 金 額	円
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者の氏名

天災その他の不可抗力による損害について (協議)

このことについて、次のとおり協議します。

工 事 名 (業 務 名)		
損 害 金 額		円
工 期	現 契 約	年 月 日 から 年 月 日 まで
	変 更 契 約 (協 議)	年 月 日 から 年 月 日 まで

発行責任者及び担当者 ・発行責任者 (電話番号) ・担 当 者 (電話番号)
--

- (注) 1 損害金額は、内訳明細及び算出根拠を添付してください。
2 必要な工期について、詳細工程表 (見込み) を添付してください。

年 月 日

(受注者) 様

前 橋 市 長
(公印省略)

天災その他の不可抗力による損害金額について (回答)

年 月 日付で協議のありました様式3について、細部にわたり検討した結果、次のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に異存がない場合には、契約約款第30条に基づく附帯契約書(様式6)へ記名押印の上、2通提出願います。

工 事 名 (業 務 名)	
協 議 金 額	円
貴社協議金額 (参 考)	円
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
変 更 契 約	年 月 日 から 年 月 日 まで

前橋市建設工事請負契約約款及び前橋市業務委託契約約款
第 30 条に基づく附帯契約書

年 月 日付で契約締結した下記工事（業務）の契約約款第 30 条に基づき、
不可抗力による損害について、下記のとおり損害補償契約を締結する。

記

1. 不可効力により損害を受けた工事

1 契約番号 _____

2 工事（業務）名 _____

3 工事（履行）場所 _____

4 現請負金額 _____ 円

5 契約工期 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日迄

2. 不可抗力による損害補償金額

金 _____ 円

この附帯契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本契約に係る損害補償金の支払いについては、発注者の手続き完了後、発注者の指示により行うこととする。

年 月 日

(発注者) 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
前橋市
代表者 前橋市長 山 本 龍 [印]

(受注者) 所在地
商号又は名称
代表者の氏名 [印]

※受注者が共同企業体である場合は、本文中の「2 通」は、「共同企業体構成員数に 1 を加えた数に読み替えるものとする。

年 月 日

(受注者) 様

前 橋 市 長
(公印省略)

天災その他の不可抗力による損害補償金の支払いに係る請求書の
提出について (通知)

このことについて、 年 月 日付契約締結の契約約款第30条に基づく
附帯契約書 (様式8) により、請求書を2通提出してください。

工 事 名 (業 務 名)	
支 払 金 額	円
支 払 予 定 日	請求書 (様式8) 提出後30日以内

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者の氏名

天災その他の不可抗力による損害補償金請求書

このことについて、 年 月 日付契約締結した契約約款第30条第3項に基づき、 年 月 日付で附帯契約しました損害補償金を次のとおり請求します。

工 事 名 (業 務 名)	
請 求 金 額	円
振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 本店・支店 支所・出張所
振 込 番 号 口 座 番 号	普 通 No. 当 座
口 座 名 義	フリガナ

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)

- (注) 1 預金口座は、本人名義のものでなければなりません。
2 振込先金融機関名等の記載にあたっては、通帳をご確認のうえ、間違いのないように記載してください。

【建設工事請負契約約款 抜粋】

(不可抗力による損害)

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
 - 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害は、損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害は、損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害は、損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

【業務委託契約約款 抜粋】

(不可抗力による損害)

第30条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者の双方の責めに帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第55条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下第6項において「損害合計額」という。)のうち、委託金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害は、損害を受けた出来形部分に相応する委託金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害は、損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。